

三次市議会議員政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、三次市議会基本条例（平成22年三次市条例第14号）第20条の規定に基づき、政治倫理の確立のため、三次市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理基準その他必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政に係る権能と責務を深く自覚し、次条の政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、広く、かつ、高い識見を養うとともに、その品位の保持に努め、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に、率先して事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 議員の職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 議員の地位を利用した金品等の授受をしないこと。

(3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(4) 市等の職員の公平な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (5) 市等の職員の人事に介入しないこと。
- (6) 人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 公正な議員活動を妨げる要求に屈しないこと。
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令で定めた寄附，飲食物の供与その他不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (9) 発言又は情報発信を行うときは，公人としての自覚及び責任を持って行い，他人の名誉を毀損し，人格を損なう一切の行為をしないこと。また，第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (10) 職務上知り得た秘密を不正に利用しないこと。

（請負額の報告義務等）

第4条 議員は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下の請負をしたときは，毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては，再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に，当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における当該請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について，議長に対し，次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに，それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務，物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

- (2) 前号エに掲げる請負ごとの総額の合計額

2 議員は，前項の規定による報告を訂正する必要があるときは，議長に，当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 議長は，第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があつた場合にあつては，当該訂正後の報告）の一覧を作成し，公表しなければならない。

4 第1項の規定による報告及び第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

5 議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(審査の請求)

第5条 第3条に規定する政治倫理基準若しくは前条に規定する請負額の報告義務等に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反している議員があると認めるとき、又はその疑惑を解明する必要があるときは、次に定める者の代表者から議長に対し、当該違反を疑うに足る事実を証する文書等又は疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 市民等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者）にあつては、その総数の100分の1以上の連署をもってする者

(2) 議員にあつては、その定数の8分の1以上の連署をもってする者

(審査の適否及び特別委員会の設置)

第6条 議長は、前条に規定する審査請求があつたときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会の委員であるときは、当該議員はその協議に加わるできない。

3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。

4 議長は、審査請求が適当との報告を受けたときは、議会に諮って、三次市議会議員政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営については、三次市議会委員会条例（平成16年三次市条例第266号）の定めるところによる。

(政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査)

第7条 委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

2 委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算

して120日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

- 3 委員会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。
- 6 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

（審査結果の公表）

第8条 議長は、委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求の代表者及び審査対象議員に対し、その内容を通知するとともに、速やかにその概要を公表しなければならない。

（審査結果に対する措置）

第9条 議会は、委員会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じることができる。

- 2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

（議員の協力義務）

第10条 議員は、委員会から審査に必要な文書等の提出又は委員会への出席を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（職務関連犯罪等の有罪確定後の措置）

第11条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの規定及び第198条の規定に定める罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定その他の法律の規定に該当することにより失職する場合を除き、議会はその名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

ない。

(議長の職務の代行)

第 1 2 条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例による議長の職務を代行するものとする。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から始まる会計年度における請負から適用する。